

## 第 9 章 投資

### セクション A

#### 第 9.1 条: 定義/Definitions

この章において:

**センター/ Centre** : ICSID 条約により設立された国際投資紛争解決センターを指す;

**申立人/ claimant** : 締約国に対し投資紛争を申し立てる他の締約国の投資家を指す。投資家が締約国の永住者であり別の締約国の国籍を持つ自然人の場合は、後者の国に対し仲裁を申し立てることができない。;

**対象投資財産/ covered investment** : 締約国に関してこの協定がそれら締約国にとって効力を発する日に存在する又はそれ以降に設立、取得又は拡張される他の締約国の投資家の締約国内の投資財産を指す;

**両紛争当事国/ disputing parties** : 申立て国及び非申立て国を指す;

**紛争当事国/ disputing party** : 申立て国又は非申立て国のいずれかを指す;

**企業/ enterprise** : 第 1.3 条（一般的定義）で定義された企業及びその支店を指す;

**締約国の企業/ enterprise of a Party** : 締約国の法の下構成又は組織される企業、又は締約国の域内に置かれ、かつそこで商業活動を行う支店を指す;<sup>1</sup>

**自由に使用可能な通貨/ freely usable currency** : IMF の「国際通貨基金協定」で定義された「自由に使用可能な通貨」を指す;

**ICC 仲裁規則/ ICC Arbitration Rules** : 国際商工会議所の仲裁規則を指す;

**ICSID 追加的制度規則/ ICSID Additional Facility Rules** : 国債投資紛争解決センター (ICSID) 事務局による手続きを運用するための追加的な制度を管理する規則を指す;

**ICSID 条約/ ICSID Convention** : 1965 年 3 月 18 日にワシントンで締結された「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」を指す;

**米州条約/ Inter-American Convention** : 1975 年 1 月 30 日にパナマで結ばれた「国際商事仲裁に関する米州条約」を指す;

**投資財産/ investment** : 投資家が資本若しくはその他の資産をあてがうこと、売却益若しくは利益、若しくはリスクの引き受けといった性格を含む、投資の性格を持つ直接若しくは間接的に所有又は管理する全ての資産を指す。投資が摂り得る形は

---

<sup>1</sup> 念のためであるが、「支店」を「企業」及び「締約国の企業」の定義に含むことは、支店を締約国の法律の下、自主的な法的存在がなく、かつ独立して組織されていない機関として扱う能力を棄損しない。

以下の項目を含む：

- (a) 企業；
- (b) 出資持ち分、株式その他の形式の企業への資本参加；
- (c) 公社債、その他の負債証券及びローン<sup>2,3</sup>，
- (d) 先物、オプションその他の派生商品；
- (e) ターンキー（完成までの一括契約）、建設、経営、生産、コンセッション、予算配分、その他同様の契約；
- (f) 知的財産権；
- (g) 許認可、承認、許可および締約国の法律に従い承認された同様の権利<sup>4</sup>；
- (h) その他有形又は無形、動産又は不動産およびリース、住宅ローン、抵当権、又は担保など関連する財産権

しかし投資財産は訴訟や行政処分による命令又は判決を意味しない。；

**投資協定／investment agreement**：締約国の中央政府当局<sup>5</sup>と他の締約国の対象投資財産又は投資家との間でこの協定が効力を有する日<sup>6</sup>より後に、契約書<sup>7</sup>の他に対象投資財産の設立又は取得に際して頼るべき、両締約国を第9.24条(2)(準拠法)が適用

---

<sup>2</sup> 債券、社債及び長期手形などの債務の形には、投資の性格を持つ可能性が高く、一方、即座に支払われる物、及び物品又はサービスの販売などから発生する支払請求のようなその他の形の負債はそうした性格を持たない可能性が高い。

<sup>3</sup> 締約国がもう一つの締約国に対して発行する貸し付けは投資ではない。

<sup>4</sup> 免許、承認、許可又は同様の法律文書（上記法律文書の性質を有する範囲におけるコンセッション（営業権）も含む）が投資の性格を持つかどうかは、上記締約国の法に基づき所有者が持つ権利の本質及び程度といった要素による。そうした投資の性格を持たない法律文書は、締約国の法律の下、保護される権利を何も発生させない。念のためであるが、上記事項はこうした法律文書が伴ういかなる資産が投資の性格を持つことを損ねない。

<sup>5</sup>（原文の脚注 7）この定義のため「中央政府の機関」は、単一国家にとって、政府の省レベルの機関を指す。政府の省レベルの機関は政府機関、省庁又はその他の同様の中央政府当局を指すが、以下を含まない。：(a) 日々の運営が締約国の法律で規定された政府機関、省庁若しくはその他同様の当局による指示若しくは管理されている場合を除く、当該政府機関、省庁若しくは政府組織とは分離された法人格を持つ、当該締約国の憲法若しくはその他同様の当局特定の法律によって設立された政府機関又は政府組織；又は(b)特定の地域又は州・省・県に関して独占的に活動する政府機関又は組織。

<sup>6</sup> 念のためであるが、この協定が発効した後に妥結及び発行する契約書は、元々の合意に規定された条項に従う、この協定が発効する前に妥結し発効する元々の合意と同じ又は実質的に同じ取引条件での合意の更新又は延長を含まない。

<sup>7</sup>（原文の脚注 5）「契約書」は単一文書又は複数の文書に関わらず、両締約国により交渉及び実行される書面による合意を指す。念のためであるが、：

- (a) 締約国の規制能力又は補助金若しくは助成又は法令、命令若しくは裁定により発行される行政官庁または司法機関による許可、免許、認可、証明、承認又は同様の文書などの一方向的な行為それ自体；及び

(b) 行政又は司法の同意判決又は同意審決、  
は契約書とみなしてはいけない。

可能な法の下、両締約国が義務を負う、権利と義務の交換を行うことに合意し発効する、以下に挙げる項目の権利を投資対象財産又は投資家に与える契約書を意味する：

- (a) 探査、抽出、精製、輸送、流通や販売を含む、国家機関が管理する石油、天然ガス、希土類鉱物、木材、金、鉄鉱石や他の同様の資源<sup>8</sup>のような天然資源に関して；
- (b) 締約国の代理としての公共で消費されるサービスの供給：発電又は送電、水処理又は配水、電気通信、又は他の同様の公共<sup>9</sup>に消費される締約国の代理として供給されるサービスの供給；又は
- (c) 道路、橋、運河、ダム又はパイプライン又は同様のプロジェクトなど社会基盤事業の請負；ただし社会基盤は政府による排他的又は優先的使用又は利益のためのものでないことを前提とする；

**投資許可／investment authorisation<sup>10</sup>**：締約国の外国投資当局<sup>11</sup>が対象投資財産又は他の締約国の投資家に与える許可を指す；

**非締約国の投資家／investor of a non-Party**：ある締約国に関して、当該締約国の域内で投資財産を作ろうと試みる<sup>12</sup>、作っている、又は作った、締約国以外の投資家を指す；

**締約国の投資家／investor of a Party**：他の締約国の域内で投資財産を作ろうと試みる、作っている若しくは作った締約国又は内国民若しくは締約国の企業を指す；

**LCIA 仲裁ルール／LCIA Arbitration Rules**：ロンドン国際仲裁裁判所の仲裁ルールを指す；

---

<sup>8</sup> 疑問を避けるため、この号は土地、水又は電波スペクトラムに関する投資協定を含まない。

<sup>9</sup> 疑問を避けるため、この号は矯正サービス、健康サービス、教育サービス、保育サービス、福祉サービス又は同様の社会的サービスを対象としない。

<sup>10</sup> 念のためであるが、以下に挙げるものはこの定義に含まれない：(i) 競争、環境、健康又はその他の法規制などの締約国が法律を一般的に適応するために実行する行為；(ii) 内外無差別な認可制度；及び(iii) 外国投資当局の投資承認により提供されるものではないという前提における、対象投資財産又は他の締約国の投資家に特定の投資奨励金又はその他の利益を与える締約国の決定。

<sup>11</sup> この定義のため、「外国投資当局」はこの協定が発行した日以降以下を指す：

(a) オーストラリアにとっては、1975 年外国資本による企業買収に関する法律を含むオーストラリアの外国投資政策の下での豪州財務相；(b) カナダにとっては、産業相がカナダ投資法 21 条、22 条に基づく通知を発効した場合のみ；(c) メキシコにとっては国家外国投資委員会；及び(d) ニュージーランドにとっては金融相、水産相又は土地情報局長が 2005 年海外投資法に基づき合意に同意する限りにおいて。

<sup>12</sup> 念のためであるが、締約国は「非締約国の投資家」及び「締約国の投資家」の定義のために、投資財産を「作ろうと試みる」投資家とは、投資家が投資財産を作るため、事業の開始又は許可若しくは認可を申請するために、資源又は資本のチャネリングを行うなどの確固たる行動又は一連の行動を取った場合であると理解した。

**交渉された再編／negotiated restructuring** : (a)当該債務証書の契約条件に提示されている通りの修正又は改正、又は(b)債務残高の総合的な元本金額の75%以上の所有者が当該債券交換又はその他の手続きに対して同意した債権証書に基づく包括的な債券交換又はその他の同様の手続きを通して効力を得た債務証書の再構成又はスケジュールの再設定を指す；

**ニューヨーク条約／New York Convention** : 1958年6月10日にニューヨークで締結された外国仲裁判断の承認及び執行に関する国連条約を指す；

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S38-E4-1299-3.pdf>)

**非紛争国／non-disputing Party** : 投資紛争の当事国ではない締約国を指す；

**保護情報／protected information** : 企業秘密情報又は機密政府情報を含む締約国の法により免責特権又はその他の方法で開示から保護された情報を指す；

**非申立国／respondent** は投資紛争当事国となる締約国を指す；

**事務局長／Secretary-General** はICSID事務局長を指す；

**UNCITRAL仲裁規則／UNCITRAL Arbitration Rules** : 国連国際商取引法委員会の仲裁規則を指す。

## 第 9.2 条: 範囲／Scope

1. 締約国によって採用又は維持される、以下に挙げる項目に関連する措置にはこの章を適用しなければならない:
  - (a) 他の締約国の投資家；
  - (b) 対象投資財産；及び
  - (c) 第9.9条（特定措置の履行要求）及び第9.15条（投資及び環境、健康その他の規制上の目的）に対する締約国域内における全ての投資
2. この章における締約国の義務は、以下によって採用または維持される措置に適用されなければならない:
  - (a) 締約国の中央政府、地域政府又は地方政府；及び
  - (b) 締約国の国有企業や中央政府、地域政府又は地方政府から指定され政府権限を執行するその他の事業体を含む人<sup>13</sup>
3. 念のためであるが、この章はかつてあった行為や事実又はこの協定が発効する日付以前に停止した状況に関連して、締約国が行う行為や事実に関連して締約国に義務を課してはならない。

---

<sup>13</sup> 念のためであるが、政府権限は法的な助成又は政府による命令、指示或いはその他の政府機関の活動として移転又は認可するなどの行動を通して締約国の法律に基づき委任される。

### 第 9.3 条: 他の章との関係／Relation to Other Chapters

1. この章とこの協定の他の章の間で矛盾が発生した場合、矛盾の範囲においてその他の章が優先されなければならない。
2. 他の締約国のサービス提供者への保証金またはその他の形の金融保証を国境を越えたサービスの提供者に課することを条件とする締約国の要求は、それ自体は上記国境を越えたサービスの提供に関連する締約国によって採択または維持された措置として適用可能とはならない。この章は保証金や金融保証が保護される投資である場合に限り、保証金や金融保証に関連する締約国によって採用又は維持される措置について適用しなければならない。
3. この章は第11章（金融サービス）で規定される場合、締約国によって採用又は維持される措置に適用してはならない。

### 第 9.4 条: 内国民待遇／National Treatment<sup>14</sup>

1. 各締約国は自国の領域内で行われる投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家に対し、同様の状況に置いて自国の投資家に対し与える待遇より不利ではない待遇を与えなければならない。
2. 各締約国は、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、対象投資財産に対し、自国の域内で自国の投資家の投資財産に対し与える待遇より不利ではない待遇を与えなければならない。
3. 念のためであるが、地方レベルの政府に関し、第1項及び第2項の元、締約国から与えられる措置は、同様の状況で地方政府及び締約国が一部を成す最恵国の投資家及び投資家による投資に与えるものより不利ではない待遇を意味する。

### 第 9.5 条: 最恵国待遇／Most-Favoured-Nation Treatment

1. 各締約国は、自国の領域内で行われる投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国又は非締約国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。
2. 各締約国は、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、対象投資財産に対し、同様の状況において自国の領域内のその他のいずれかの締約国又は非締約国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。

---

<sup>14</sup> 念のためであるが、第 9.4 条（内国民待遇）又は第 9.5 条（最恵国待遇）の下で、同様の状況において与えられる待遇であるかどうかは、関連する待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資家又は投資財産を区別するものかどうかを含む全体によって判断する。

3. 念のためであるが、この条項に規定された待遇は、Bに含まれるような国際紛争解決の手続き又は仕組みを含まない。

#### 第 9.6 条: 待遇に関する最低基準／Minimum Standard of Treatment<sup>15</sup>

1. 各締約国は、対象投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む適応可能な慣習国際法の原則に基づく待遇を与えなければならない。
2. 念のためであるが、第 1 項は対象投資財産に対し、外国人の慣習国際法上の最低基準待遇を待遇の基準として扱うものと規定する。「公正かつ衡平」及び「十分な保護と保障」の概念は、その基準に追加または超えた待遇を求めず、追加の実質的な権利を創出しない。第 1 項における義務は、以下を提供するものである：
  - (a) 「公正で衡平な待遇」は世界の主要な法制度に盛り込まれた適正な手続きの原則に基づく刑事、民事又は行政審判手続における正義を否定しない義務を含む；
  - (b) 「十分な保護と保障」は各締約国が慣習国際法の元要求されるレベルの警察の保護を提供することを要求する。
3. この協定の他の条項、或いは別の国際協定において違反があったことが決定したことをもってこの項に違反したことが確定するわけではない。
4. 念のためであるが、締約国が投資家の期待に添わない行動をとったりとらなかつたりしたという事実だけで、結果として対象投資財産が減少または損害が発生したとしても、この項の違反要素を構成しない。
5. 念のためであるが、締約国による補助金や助成が発行、更新又は維持されない、或いは改正又は減額されたという事実だけで、結果として対象投資財産が減少または損害が発生したとしても、この項の違反要素を構成しない。

#### 第 9.6bis: 武力紛争又は内乱の際の待遇／Treatment in Case of Armed Conflict or Civil Strife

1. 第9.11条6(b)（適合しない措置）に関わらず、各締約国は、他の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、武力紛争又は内乱により自国の領域内の投資財産が被った損失に関して自国が採用し、又は維持する措置について、差別的でない待遇を与えなければならない。
2. 第1項に関わらず、締約国の投資家が第1項に規定された状況において、その他の締約国域内で以下の要因において損害を被った場合：
  - (a) 後者の国の軍又は当局による対象投資財産又はその一部の請求；又は

---

<sup>15</sup>第 9.6 条（待遇に関する最低基準）は付属書 9-A（慣習国際法）に基づいて解釈されなければならない。

(b) 後者の国の軍又は当局による対象投資財産又はその一部のその場の状況に必要ではない破壊について

後者の国は投資家に対し、必要に応じて損害を返還、補償又はその両方を行わなければならない。

3. 第1項は第9.11条6(b) (適合しない措置)以外の第9.4条(内国民待遇) に反する現存する補助金又は助成金に関する措置に適用してはならない。

### 第 9.7 条: 収用及び補償／Expropriations and Compensation<sup>16</sup>

1. いずれの締約国も、以下の場合を除き、直接又は間接的に収用若しくは国有化（収用）と同等の措置を通じて、対象投資財産を収用又は国有化を実施することはできない：
  - (a) 公共の目的のためであること<sup>1718</sup>
  - (b) 差別的なものでないこと
  - (c) 第2、3、4項に従い、迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること及び正当な法の手続きに従って行われるものであること
  - (d) 正当な法の手続きに従って行われるものであること
2. 保障は以下の通りでなければならない：
  - (a) 遅延なく支払われること
  - (b) 収用が行われる直前（収用の日付）に収用された投資財産の公正市場価値に相当すること
  - (c) 事前に収容が周知されたことにより生じた価値の変化を反映しないこと
  - (d) 完全に換金可能かつ自由に譲渡可能であること
3. 公正な市場価値が自由に使用可能な通貨建ての場合、収用が行われた日付の公正な市場価格以上、加えて収用が行われた日から支払日までの、当該通貨にとって商業的に妥当な利率の利息分の補償が支払われなければならない。
4. 公正な市場価値が自由に使用可能でない通貨建ての場合、支払われる通貨に支払日の一般的な為替レートで変換されて支払われる補償は以下に挙げるもの

<sup>16</sup> 第 9.7 条(収用及び補償) は付属書 9 – B (収用) に従って解釈され、付属書 9 – C (土地に関する収用) の対象とされなければならない。

<sup>17</sup> 念のためであるが、この章における「公共の目的」は慣習国際法を参照する。国内法においてはこの表現又は「公共の必要性」、「公共の利益」若しくは「公共利用」などの異なる言葉を用いて類似した概念を表現してもよい。

<sup>18</sup> 疑問を避けるため：(i) ブルネイ王国が収用する締約国である場合、土地に関するいかなる直接収用の措置は、この協定が発効する日を以て、土地法(Cap.40)の開始及び土地取得法(Cap.41)設定の目的でなければならない。また、(ii)マレーシアが収容する締約国である場合、土地に関するいかなる直接収用の措置は、この協定が発効する日を以て、1960 年土地取得法、サバ州 1950 年土地取得条例及び 1958 年サラワク土地法設定の目的でなければならない。

上でなければならない：

- (a) 自由に使用できる通貨に、当該日に一般的であった為替レートに換算した収用された日付における公正な市場価値、及び加えて
- (b) その自由に使用できる通貨における商業的に妥当な利率で収用当日から支払日までに発生する利息

この項は強制実施権の発給に適用してはならない。

- 5. この条項はTRIPS協定に基づく知的財産権に関する強制実施権、又は知的財産権の廃止、制限若しくは創設に関して、その知的財産の廃止、制限若しくは創設が、第18章（知的財産）及びTRIPS協定に一致する限り適用されてはならない。<sup>19</sup>
- 6. 念のためであるが、補助金若しくは助成の発行、更新若しくは維持の締約国の決定、又は補助金若しくは助成の改正若しくは減額の決定は、
  - (a) 補助金又は助成の発行、更新、維持を行うといういかなる法や契約書に基づく特別な約束がない場合、又は
  - (b) 補助金又は助成の発行、更新、改正、減額及び維持に関し、いかなる条項又は条件に従っても、それのみで収用の要件を満たさない。

## 第 9.8 条: 移転／Transfers<sup>20</sup>

- 1. 各締約国は自国の領域に向けた又は自国の領域から、投資対象財産に関する全ての移転を自由に、かつ、遅延することなく許可しなければならない。上記移転は以下を含む：資本金への貢献；<sup>21</sup>
  - (a) 利益、配当金、利息、株式譲渡益、ロイヤルティーの支払い、管理手数料、技術援助費用及びその他の費用；
  - (b) 対象投資財産の全て若しくはいかなる一部分の売却又は対象投資財産の部分的若しくは完全な清算による収益；
  - (c) 融資契約を含む契約に基づく支払；
  - (d) 第9.6bis条（武力紛争又は内乱の際の待遇）及び第9.7条（収用及び補償）に従い行われる支払；及び
  - (e) 紛争に起因する支払。
- 2. 各締約国は、移転時に一般的とされる市場為替相場で、自由に使用できる通貨で行われる関連する対象投資財産の移転を許可しなければならない。

<sup>19</sup> 念のためであるが、締約国はこの条項において知的財産権の「廃止」という言葉は、これらの権利の取り消し又は無効化を含むこと、及び知的財産権の「制限」という言葉はこれらの権利の除外を意味すること認識する。

<sup>20</sup> 念のためであるが、この条項は付属書 9-E（移転）に従う。

<sup>21</sup> 念のためであるが、資本への貢献は、最初の出資も含む。



3. 各締約国は、締約国と対象投資財産又は他の締約国の投資家の間で契約書により公認又は特定された対象投資財産に関する現物による返品を許可しなければならない。
  4. 第1、2及び3項にかかわらず、以下に関連する自国の法<sup>22</sup>の衡平で内外無差別かつ善意の適用を通して締約国は移転を防止又は遅らせることができる：
    - (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護；
    - (b) 有価証券、先物、オプション又はデリバティブの発行、貿易又は取引；
    - (c) 刑事又は刑法上の犯罪；
    - (d) 財務報告又は法執行機関若しくは金融規制当局を支援するために必要な転送の記録保持；又は
    - (e) 司法又は行政手続における命令又は判決の遵守を確保。
- 第3項にかかわらず、締約国は第4項で規定された状況を含む、この協定下で他にそうした移転を制限できる状況下において、現物による返品 of 移転を制限することができる。

#### 第 9.9 条: 特定措置の履行要求／Performance Requirements

1. いずれの締約国も自国の領域における締約国の投資家又は非締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営又は売却その他の処分に関し、以下の履行要求を課し、又は強制してはならない：<sup>23</sup>
  - (a) 商品又はサービスの所定のレベル又は割合の輸出；
  - (b) 所定のレベル又は割合の現地調達<sup>23</sup>の達成；
  - (c) 締約国域内で生産された商品に対する又は域内の特定の人物からの、所定のレベル又は割合の購入、使用又は協定；
  - (d) 輸入の数量若しくは価値と輸出の数量若しくは価値又は投資に関連する外国為替の流入量に対するいかなる方法による関連付；
  - (e) 投資財産が生産又は供給する自国の域内における商品又はサービスの販売を、いかなる方法による数量又は輸出若しくは為替差益により発生する価値と関連付けた制限；
  - (f) 自国の域内の人物に対する特定の技術、生産工程又はその他の独自の知識の移転；
  - (g) 投資財産が生産する商品又は特定の地域市場若しくは世界市場に対し供給されるサービスの締約国の域内からのみの供給；
  - (h) (i) 自国の領域内で、自国又は自国の人物の技術に対する優先的な購入、使

<sup>22</sup> 念のためであるが、この章は衡平、内外無差別及び誠実な締約国の社会保障、公共の退職又は強制貯蓄プログラムに関連する法の適用を規定しない。

<sup>23</sup> 念のためであるが、第 2 項で利益の受け取り又は継続的受け取りの条件と称されるものは、第 1 項における「要件」又は「約束若しくは事業」を構成しない。

用又は協定；<sup>24</sup>；又は

(ii) 自国の域内における特定の技術の購入、使用又は優先的な協定を阻むこと；又は

(i) 以下の採用:

(i) ライセンス契約における使用料の所定のレート又は数量;又は

(ii) ライセンス契約の条件としての所定の期間

要件が課されること又は約束若しくは事業が、締約国の政府当局による不当な運用によりライセンス契約への直接的な介入を構成するような方法で強制されるという条件で、その要件が課される若しくは発効した時点で存在するいかなるライセンス契約、又はいかなる強制的な約束若しくは事業、又は締約国の域内で投資家と人により自由に結ばれたいかなる将来のライセンス契約に関して。念のためであるが、第1項(i)はライセンス契約が投資家と締約国の間で締結された場合は適用しない。

2. いかなる締約国も以下に挙げる要件に遵守するに当たり、締約国の投資家又は非締約国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営又は売却その他の処分に関して利益の受け取り又は継続的な受け取りを条件としてはならない:

(a) 所定のレベル又は割合の現地調達の達成;

(b) 締約国域内で生産された商品に対する又は域内の特定の人物からの、所定のレベル又は割合の購入、使用又は協定;

(c) 輸入の数量若しくは価値と輸出の数量若しくは価値又は投資に関連する外国為替の流入量に対するいかなる方法による関連付; 又は

(d) 投資財産が生産又は供給する自国の域内における商品又はサービスの販売を、いかなる方法による数量又は輸出若しくは為替差益により発生する価値と関連付けた制限;

3. (a) 第2項は締約国が自国の域内における生産場所設定、サービスの供給、労働者の訓練若しくは雇用、特定に施設の建設若しくは拡張、又は調査及び開発の実施要件の遵守に当たって、自国内の締約国又は非締約国の投資家の投資財産に関連して利益に受け取り又は継続的な受け取りを条件付けることを妨げると解釈してはならない。

(b) 第1項(f)、第1項(h)及び第1項(i)は以下を適用してはならない:

(i) 締約国当局がTRIPS協定の第31条<sup>25</sup>に従い知的財産権の行使をする場

---

<sup>24</sup> この章においては、「自国又は自国の人物の技術」に締約国又は締約国の人物によって所有される技術及び締約国又は締約国の人物が独占的にライセンスを所有している技術も含む。

<sup>25</sup> 「第 31 条」への参照は、TRIPS 協定と公衆衛生(WT/MIN(01)/DEC/2)のドーハ宣言の paragraph 6 を実施する際の TRIPS 協定への権利放棄または修正を含む。

- 合、又はTRIPS協定の第39条の範囲内かつ同章に従い独占情報の開示を要求する措置を取る場合；又は
- (ii) 法廷、行政裁判所若しくは競争当局により訴訟手続き若しくは行政手続きの後、締約国の競争法の下、競争を制限するものと決定された後、運用の是正要件が課される又は約束若しくは事業が運用の是正を強制される場合<sup>2627</sup>
- (c) 第 1 項(i)は要件が課される又は約束若しくは事業に締約国の著作権法の下、衡平な報酬が法廷により強制される場合、適用してはならない。
- (d) 上記の措置が専断的若しくは不当な方法で適用されたものではないこと、又は国際貿易若しくは投資の偽装制限を構成しないことを条件として、第 1 項(b)、第 1 項(c)、第 1 項(f)、第 2 項(a)及び第 2 項(b)は締約国が以下に挙げる環境措置を含む措置を採用、維持することを妨げると解釈されてはならない：
- (i) この協定に違反しない法律及び規制の順守を確実にするために必要な措置；
  - (ii) 人、動物若しくは植物の生命又は健康を守るために必要な措置；又は
  - (iii) 生物又は非生物枯渇性自然資源の保護に関連する措置
- (e) 第 1 項(a)、第 1 項(b)、第 1 項(c)、第 2 項(a) 及び第 2 項(b)は輸出促進及び海外支援プログラムの商品又はサービスの品質要件に適用してはならない。
- (f) 第 1 項(b)、第 1 項(c)、第 1 項(f)、第 1 項(h)、第 1 項(i)、第 2 項(a) 及び第 2 項は政府調達に適用してはならない。
- (g) 第 2 項(a) 及び第 2 項(b)は、特惠関税又は特惠割り当てとして適正と判断されるために必要な商品の中身に関して輸入締約国によって課された要件に適用してはならない。
- (h) 第 1 項(h)及び第 1 項(i)は締約国が独裁的又は不当に適用する措置ではない、又は国際貿易若しくは投資の偽装制限を構成しないことを条件として、正当な福祉目的の保護措置を採用又は維持することを妨げるものと解釈してはならない。
4. 念のためであるが、第1項を締約国が自国領域内の締約国又は非締約国の投資家による投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、労働者の訓練や雇用が自国の域内の人への特定の技術、生産工程若しくはその他のその国における独占的な知識の移転を必要としないことを条件に、労働者の雇用又は訓練のために要件を課す若しくは強制又は約束若しくは事業を

<sup>26</sup> 締約国は特許権が必ずしも市場力を与えないことを認識する。

<sup>27</sup> ブルネイ王国に関しては、この協定がブルネイ王国に関して発効後 10 年間経過又は競争当局を設立したときのいずれか早い方が起こるまで、締約国の競争法は競争に関する規制を含む。

強制することを妨げると解釈してはならない。

5. 念のためであるが、第1項及び第2項は、これらの項で規定された要件以外にいかなる約束、事業又は要件以外にも適用してはならない。
6. この章は締約国が約束、事業又は要求を課さなかった場合、いかなる民間団体間の約束、事業又は要求の強制を除外しない。

#### 第 9.10 条: 経営幹部及び取締役会 / Senior Management and Boards of Directors

1. いずれの締約国も対象投資財産である当該締約国の企業に対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部に任命することを要求してはならない。
2. 締約国は、要件が実質的に投資家はその投資財産を管理する能力を損ねないことを条件とし、対象投資財産である締約国の企業の取締役会又はいかなる委員会の多数に特定の国籍又は締約国の域内の住人になることを要求してもよい。

#### 第 9.11 条: 適合しない措置 / Non-Conforming Measures

1. 第9.4条(内国民待遇)、第9.5条(最恵国待遇)、第9.9条(特定措置の履行要求) 及び第9.10条(経営幹部及び取締役会) は以下に適用してはならない:
  - (a) 締約国により維持されるいかなる現存する適合しない措置:
    - (i) 付属書Iの表に規定された締約国が記載した中央政府;
    - (ii) 付属書Iに規定された締約国が記載した地域政府; 又は
    - (iii) 地方政府;
  - (b) (a)号で規定されたいかなる適合しない措置の継続又は即座の更新; 又は
  - (c) 改正の直前に存在した第 9.4 条(内国民待遇)、第 9.5 条(最恵国待遇)、第 9.9 条(特定措置の履行要求) 及び第 9.10 条(経営幹部及び取締役会) との適合性の水準を低下させない範囲での(a)号で規定されたいかなる適合しない措置への改正。<sup>28</sup>
2. 第9.4条(内国民待遇)、第9.5条(最恵国待遇)、第9.9条(特定措置の履行要求) 及び第9.10条(経営幹部及び取締役会)を締約国が付属書IIに記載したセクター、サブセクター又は活動に関して締約国が採用又は維持する措置に適用してはならない。
3. 締約国が第1項(a)(ii)で規定される他の締約国の地域政府に適用される適合しない措置が前者の締約国の投資財産に対して実質的な障害を生じさせていると考える場合、その締約国はその措置について協議を要求してもよい。これらの締約国は措置の運用についての情報交換及びそれ以上の段階が必要かつ適当であるかを検討するという観点で協議に入らなければならない。<sup>29</sup>

<sup>28</sup> ベトナムに関しては、付属書 9-I（適合しない措置のラチェット構造）を適用する。

<sup>29</sup> 念のためであるが、いかなる締約国も、第 1 項(a)(i)で規定された中央政府により採用

4. いかなる締約国も、この協定がその締約国にとって発効する日以降に採用され、及び付属書IIの対象として規定されるいかなる措置の下で、他の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、その措置が効力を発する時点で存在する投資財産の売却又はその他の処分を要求してはいけない。
5. (a) 第9.4条(内国民待遇)は以下に課された義務の例外又は逸脱した範囲のいかなる措置にも適用してはならない：
  - (i) 第18.A.8条 (知的財産 一般規則 内国民待遇)(訳者註：原文には第18.A.9条となっているが、内国民待遇は8条); 又は
  - (ii) 第18章(知的財産)で対処されていない事項に関する例外又は逸脱する場合、TRIPS協定第3条。
- (b) 第9.5条 (最恵国待遇) はTRIPS協定第5条にないいかなる措置又は以下に課される義務の例外若しくは逸脱するいかなる措置にも適用してはならない：
  - (i) 第18.A.8条 (知的財産 一般規定 内国民待遇) ; 又は
  - (ii) TRIPS協定の第4条。
6. 第9.4条 (内国民待遇), 第9.5条(最恵国待遇) and 第9.10条(経営幹部及び取締役会) は以下に適用してはならない：
  - (a) 政府調達 ; 又は
  - (b) 政府が支持するローン、保証、保険を含む締約国による補助金または助成
7. 念のためであるが、この章に準ずる付属書I、付属書IIの締約国の表へのいかなる改正又は修正は、第30.2条（改正）に従わなければならない。

#### 第 9.12 条: 代位／Subrogation

締約国又はその指定する局、機関、法人組織若しくは企業が、対象投資財産に対し、保証書、保険契約又はその他の形の補償に基づき締約国の投資家に支払いを行う場合、当該対象投資財産が域内で作られた締約国は、この章に基づき投資家が取得する、代位を除くいかなる権利の代位又は移転を認めなければならない。又、投資家が代位の範囲におけるこれらの権利を追求できないようにしなければならない。

#### 第 9.13 条: 特別な手続及び情報の要求／Special Formalities and Information Requirements

1. 第9.4条（内国民待遇）のいかなる規定も、この章で規定する他の締約国の投資家や投資財産に対する締約国からの保護を実質的に損なわない手続きである限り、締約国が対象投資財産に関連して、登録のための居住条件又は投資対象財産が締約国の法規制に適合することを求めることなど、特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。

---

された適合しない措置について、他の締約国に協議を要求することができる。

2. 第9.4条(内国民待遇)及び第9.5条(最恵国待遇)にかかわらず、締約国は他の締約国の投資家又は自国の対象投資財産に、もっぱら情報又は統計的な目的において、投資に関する情報提供を要求してもよい。締約国は上記機密情報を投資家又は対象投資財産の競争的立場を棄損するいかなる漏えいからも保護しなければならない。この項は締約国が他の方法で情報を取得又は衡平で正当な法律の適用により公開することを妨げると解釈してはならない。

#### 第 9.14 条: 利益の否認 Denial of Benefits

1. 締約国は他の締約国の投資家であって、当該他の締約国の企業であるもの及び、当該投資家の投資財産に対し、企業が以下に挙げる場合、この章の規定による利益を否認することができる。
  - (a) 非締約国又は当該締約国の人に所有又は支配されていること；かつ
  - (b) 当該締約国以外の締約国の領域において実質的な事業活動を行っていないこと
2. 締約国は、他の締約国の投資家であって、当該他の締約国の企業であるもの及び、当該投資家の投資財産に対し、非締約国の人がある企業を所有又は管理し、当該締約国が非締約国又は非締約国の人に対し企業の取引を禁止する措置、又はこの章の規定による利益を企業又は投資家に与えることにより違反又は回避される措置を採用又は維持する場合、この章の規定による利益を否認することができる。

#### 第 9.15 条: 投資及び環境、健康その他の規制上の目的 Investment and Environmental, Health and other Regulatory Objectives

投資章の規定に一致すること以外は、何も締約国が自国の領域内の投資活動が環境、健康又はその他の規制目的に配慮した方法で行われることを確実にするために採用、維持又は実施する措置を妨げると解してはならない。

#### 第 9.16 条: 企業の社会的責任 Corporate Social Responsibility

締約国は各締約国が自国内で営業又は自国の法制度の影響下にある企業が国際的に認知された基準及びガイドライン、並びに締約国が承認又は支持する企業の社会的責任の原則を自発的に社内方針に取り入れることを奨励することの重要性を再確認する。

《参考》

#### 第 4 回 WTO 閣僚会議（於ドーハ）－TRIPS 協定と公衆衛生に関する宣言

<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1101.nsf/VW0101X02W/D84BE6A9D43D725F492574D7001BAFB8?OpenDocument&sv=VW0101X15W>

## TRIPS 協定と公衆衛生に関する宣言 (骨子)

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/wto\\_4/trips.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/wto_4/trips.html)

### 【TRIPS 協定】

#### 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

1994 年 4 月 15 日作成

1995 年 1 月 1 日発効

<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/trips/ta/mokuji.htm>

### 第 3 条 内国民待遇

- (1) 各加盟国は、知的所有権の保護(注)に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の加盟国の国民に与える。ただし、1967 年のパリ条約、1971 年のベルヌ条約、ローマ条約及び集積回路についての知的所有権に関する条約に既に規定する例外については、この限りでない。実演家、レコード製作者及び放送機関については、そのような義務は、この協定に規定する権利についてのみ適用する。ベルヌ条約第 6 条及びローマ条約第 16 条(1)(b)の規定を用いる加盟国は、貿易関連知的所有権理事会に対し、これらの規定に定めるような通告を行う。

(注)

第 3 条及び第 4 条に規定する「保護」には、知的所有権の取得可能性、取得範囲、維持及び行使に関する事項並びにこの協定において特に取り扱われる知的所有権の使用に関する事項を含む。

- (2) 加盟国は、司法上及び行政上の手続(加盟国の管轄内における送達の住所の選定又は代理人の選任を含む。)に関し、(1)の規定に基づいて認められる例外を援用することができる。ただし、その例外がこの協定に反さない法令の遵守を確保するために必要であり、かつ、その例外の実行が貿易に対する偽装された制限とならない態様で適用される場合に限る。

### 第 4 条 最恵国待遇

知的所有権の保護に関し、加盟国が他の国の国民に与える利益、特典、特権又は免除は、他のすべての加盟国の国民に対し即時かつ無条件に与えられる。加盟国が与える次の利益、特典、特権又は免除は、そのような義務から除外される。

- (a) 一般的な性格を有し、かつ、知的所有権の保護に特に限定されない司法共助又は法の執行に関する国際協定に基づくもの
- (b) 内国民待遇ではなく他の国において与えられる待遇に基づいて待遇を与えることを認める 1971 年のベルヌ条約又はローマ条約の規定に従って与えられるもの
- (c) この協定に規定していない実演家、レコード製作者及び放送機関の権利に関するもの

- (d) 世界貿易機関協定の効力発生前に効力を生じた知的所有権の保護に関する国際協定に基づくもの。ただし、当該国際協定が、貿易関連知的所有権理事会に通報されること及び他の加盟国の国民に対し恣意的又は不当な差別とならないことを条件とする。

#### 第 5 条 保護の取得又は維持に関する多数国間協定

第 3 条及び第 4 条の規定に基づく義務は、知的所有権の取得又は維持に関して WIPO の主催の下で締結された多数国間協定に規定する手続については、適用しない。

#### 第 31 条 特許権者の許諾を得ていない他の使用

加盟国の国内法令により、特許権者の許諾を得ていない特許の対象の他の使用(政府による使用又は政府により許諾された第三者による使用を含む。)(注)を認める場合には、次の規定を尊重する。

(注)

「他の使用」とは、前条の規定に基づき認められる使用以外の使用をいう。

- (a) 他の使用は、その個々の当否に基づいて許諾を検討する。
- (b) 他の使用は、他の使用に先立ち、使用者となろうとする者が合理的な商業上の条件の下で特許権者から許諾を得る努力を行って、合理的な期間内にその努力が成功しなかった場合に限り、認めることができる。加盟国は、国家緊急事態その他の極度の緊急事態の場合又は公的な非商業的使用の場合には、そのような要件を免除することができる。ただし、国家緊急事態その他の極度の緊急事態を理由として免除する場合には、特許権者は、合理的に実行可能な限り速やかに通知を受ける。公的な非商業的使用を理由として免除する場合において、政府又は契約者が、特許の調査を行うことなく、政府により又は政府のために有効な特許が使用されていること又は使用されるであろうことを知っており又は知ることができる明らかな理由を有するときは、特許権者は、速やかに通知を受ける。
- (c) 他の使用の範囲及び期間は、許諾された目的に対応して限定される。半導体技術に係る特許については、他の使用は、公的な非商業的目的のため又は司法上若しくは行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために限られる。
- (d) 他の使用は、非排他的なものとする。
- (e) 他の使用は、当該他の使用を享受する企業又は営業の一部と共に譲渡する場合を除くほか、譲渡することができない。
- (f) 他の使用は、主として当該他の使用を許諾する加盟国の国内市場への供給のために許諾される。
- (g) 他の使用の許諾は、その許諾をもたらした状況が存在しなくなり、かつ、その状況が再発しそうなない場合には、当該他の使用の許諾を得た者の正当な利益を適切に保護するこ



とを条件として、取り消すことができるものとする。権限のある当局は、理由のある申立てに基づき、その状況が継続して存在するかしないかについて検討する権限を有する。

- (h) 許諾の経済的価値を考慮し、特許権者は、個々の場合における状況に応じ適当な報酬を受ける。
- (i) 他の使用の許諾に関する決定の法的な有効性は、加盟国において司法上の審査又は他の独立の審査(別個の上級機関によるものに限る。)に服する。
- (j) 他の使用について提供される報酬に関する決定は、加盟国において司法上の審査又は他の独立の審査(別個の上級機関によるものに限る。)に服する。
- (k) 加盟国は、司法上又は行政上の手続の結果反競争的と決定された行為を是正する目的のために他の使用が許諾される場合には、(b)及び(f)に定める条件を適用する義務を負わない。この場合には、報酬額の決定に当たり、反競争的な行為を是正する必要性を考慮することができる。権限のある当局は、その許諾をもたらした状況が再発するおそれがある場合には、許諾の取消しを拒絶する権限を有する。
- (l) 他の特許(次の(i)から(iii)までの規定において「第 1 特許」という。)を侵害することなしには実施することができない特許(これらの規定において「第 2 特許」という。)の実施を可能にするために他の使用が許諾される場合には、次の追加的条件を適用する。
  - (i) 第 2 特許に係る発明には、第 1 特許に係る発明との関係において相当の経済的  
重要性を有する重要な技術の進歩を含む。
  - (ii) 第 1 特許権者は、合理的な条件で第 2 特許に係る発明を使用する相互実施許諾  
を得る権利を有する。
  - (iii) 第 1 特許について許諾された使用は、第 2 特許と共に譲渡する場合を除くほか、  
譲渡することができない。

### 第 39 条

- (1) 1967 年のパリ条約第 10 条の 2 に規定する不正競争からの有効な保護を確保するために、加盟国は、開示されていない情報を(2)の規定に従って保護し、及び政府又は政府機関に提出されるデータを(3)の規定に従って保護する。
- (2) 自然人又は法人は、合法的に自己の管理する情報が次の(a)から(c)までの規定に該当する場合には、公正な商慣習に反する方法(注)により自己の承諾を得ないで他の者が当該情報を開示、取得し又は使用することを防止することができるものとする。

(注)

この(2)の規定の適用上、「公正な商慣習に反する方法」とは、少なくとも契約違反、信義則違反、違反の教唆等の行為をいい、情報の取得の際にこれらの行為があったことを知って

いるか又は知らないことについて重大な過失がある第三者による開示されていない当該情報の取得を含む。

- (a) 当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密であること
  - (b) 秘密であることにより商業的価値があること
  - (c) 当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための、状況に応じた合理的な措置がとられていること
- (3) 加盟国は、新規性のある化学物質を利用する医薬品又は農業用の化学品の販売の承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、不公正な商業的使用から当該データを保護する。更に、加盟国は、公衆の保護に必要な場合又は不公正な商業的使用から当該データが保護されることを確保するための措置がとられる場合を除くほか、開示されることから当該データを保護する。